平成30年10月2日 第12030号

山県規則第四十三号

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則 0 部を改正する規則を次のように定め

岡山県知事 太

生活保護法施行細則及び岡 山県事務処理規則の一 部を改正する規則

の一部改正)

に改正する。 生活保護法施行 細則 (昭和二十八年岡 県規則第四十七号) \mathcal{O} 部を次

第十五条の三中

「様式第四十五号の六」を 「様式第四十五号の

第十五条の四とし、 第十五条の二の 次に次の 一条を加える。

法第五十五条の 五第一 項の 規定による申請書の様式 様式第

四十五号の六とする。

決定調書は、 法第五十五条の五第一 様式第四十五号の七によるもの 項の規定により 進学準備給付 金を支給しようとするときの

は、 法第五十五 様式第四十五号の 条の五第一 項の規定に よる進学準備給付

金の支給に

様式第四十五号の六中 「第15条の3」や「第15条の4」 同様式を様式第四

十五号の九とし 様式第四 十五号の五 の次に次の三様式を加える。

様式第45号の6 (第15条の3関係)

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所又は居所

氏 名

A

進学準備給付金支給申請書

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の5第1項の規定により、次のとおり 必要書類を添えて進学準備給付金の支給を申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 進学する者の生年月日

年 月 日

)

- 3 進学する特定教育訓練施設の名称
- 4 進学後の居住地
 - □ 進学する前の住居と同じ住居
 - □ 転居により進学する前の住居と異なる住居 転居後の住所(
- 5 必要書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - ア 入学金等を納付したことを証明する書類の写し
 - イ 入学金等の延納(進学後に納付することをいう。)を申請した書類の写し
 - ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が 発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) 進学する特定教育訓練施設の概要を記載した書類その他支給決定に当たり 必要な書類

様式第45号の7 (第15条の3関係)

進学準備給付金決定調書						
ケース番号 対象者氏名 世帯主氏名						
施行	行 ・ ・ 決裁 ・ ・ 起案 ・ ・					
回	部 長 課 長 班 長 担 当				担当	
議	議					
次のとおり決定し、例文によつて通知してよろしいか。						
進学準備給付金決定欄						
	を給の可否 コ 支給 コ 不支給			円		
2 支給日及び支給方法						
3 進学する特定教育訓練施設の名称						
4 進学後の住所						
为 宁 四 土						
決定理由						

様式第45号の8 (第15条の3関係)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

岡山県 県民局長

印

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法(昭和25年法律第144号)による進学準備給付金について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否

□ 支給

円

□ 不支給

- 2 支給日及び支給方法
- 3 決定理由
- 4 この決定通知が申請書を受理してから14日を経過した場合、その理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定 があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、決定があつ た日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなり ます。)。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から追までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第3項の規定により諮問をした旨の通知を受けた場合であつて、審査請求をした日(不備の補正を命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。)の翌日から起算して70日を経過しても裁決がないとき。②審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決及び①の通知のいずれもないとき。③決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。④その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

岡山県事務処理規則の一部改正)

に改正する。 岡山県事務処理規則 (昭和四十四年岡山県規則第五十五号) \mathcal{O} 一部を次のよう

55米の6」に改め、 に改め、 別表第三障害福祉課 「の支給」 同項5中 第55条の5 の 関 4 中 「 に 関 する 」 や 「 及 び 進 学 準 備 給 付 金 に 関 する 」 「第55条の6」 「及び進学準備給付金の支給の決定」 「第55条の7」 同42中「第55条の5」を

附則

この規則は、公布の日から施行する

◎岡山県告示第五百二十一号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

平成三十年十月二日

木

太

事業所の名称及び所在地

2

吉備の里なでしこ

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇--一二

社会福祉法人吉備の里

主たる事務所の所在地

2

三 指定年月日

平成三十年十月

事業所番号

兀

サービスの種類

五

三三一三九〇〇

兀

就労定着支援

加賀郡吉備中央町上野二三二〇-

◎岡山県告示第五百二十二号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

とおり指定居宅サー ビス事業者を指定した。

岡山県知事

太

事業所の名称及び所在地

ケアステー

岡山県総社市中央四丁目一二番地一〇二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社旭

所在地

岡山県倉敷市西坂一三四二番地三九八

指定年月日

平成三十年十月一日

兀

介護保険事業所番号

五

◎岡山県告示第五百二十三号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成三十年十月二日

岡山県知事

木

隆

太

事業所の名称及び所在地

2

岡山県高梁市津川

町 八川

一二番地一

株式会社 R U 高梁事業所

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 M

2 所在地

岡山県岡 市 北区芳賀五 五番地七

指定年月日

介護保険事業所番号

平成三十年十月一日

兀

三三七〇九〇〇七〇〇

サービスの種類

五

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第五百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

指定した医療機関

平成三十年十月二日

名

クオール薬局高梁南町店 クオール薬局高梁店 クオール薬局倉敷店

所 在

高梁市落合町阿部二一四三-五

高梁市南町七九

地

倉敷市中島二三四○-七○

指定年月日

平成三十年十月一日 平成三十年十月一日

平成三十年十月一日

伊 原 木

畄 Щ 県 知 事

隆 太

真庭会立しらうめ薬局

◎岡山県告示第五百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十月二日

指定を更新した医療機関

かくだ薬局運動公園店

医療法人社団五聖会児島聖康病院

大手町薬局メディカルケーシー こんこうファーマシー薬局

株式会社ダテ薬局日比店

所

笠岡市九番町二-二三

倉敷市児島下の町一○−三七四

津山市河辺九三三—一六

真庭市落合垂水四三七一二 玉野市羽根崎町五—三

在

浅口市金光町占見新田七四〇-二

平成三十年十月一日

平成三十年十月一日 平成三十年十月一日

更新年月日

平成三十年十月一日

平成三十年十月一

平成三十年十月一日

県 知 事 伊 原

岡 Ш

木 隆 太

岡山県公報 第12030号 平成30年10月2日

◎岡山県告示第五百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

平成三十年十月二日

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

指定を辞退した医療機関

名

クオール薬局倉敷店 クオール薬局高梁店

クオール薬局高梁南町店

高梁市南町七九

所 在

高梁市落合町阿部二一四三—五

倉敷市中島二三四○-七○

辞退年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成三十年九月三十日

平成三十年九月三十日

平成三十年九月三十日

◎岡山県告示第五百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

ははする

道路の種類 県

平成三十年十月二日

木

太

道路) 三伐

一 五 〇 •	五 <u>÷</u> 六 ·	旧	で那勝央町勝間田字金政七六五番六地郡勝央町岡字金政一九番四地先から	先 勝 田郡 勝 田郡 勝
〇・○时	11	新	で 郡勝央町勝間田字金政七六五番六地郡勝央町岡字金政一九番四地先から	先 勝 田 郡 勝 勝 勝
(メートル) 長	(メートル)	別 新旧	域	区

区 域 新旧 別 延

道路の

区域

口押撫線

道路の種類

六二七・四		旧	まで 井原市野上町字ケゴヤ五五五九番一地先
	E • •		也もいう井原市芳井町花滝字池迫奥一一○七番一井原市芳井町花滝字池迫奥一一○七番一
六 二七 ・ 四	五 二 九 六 二	新	まで井原市野上町字ケゴヤ五五五九番一地先地先から
(メートル) 長	(メートル)	別制旧	区域

一 道路の種類 県道

五三〇・五	四 一 四 四 〈 ·	Ш	笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先まで笠岡市篠坂字中光坊五八二番二地先から
四六〇・〇	一〇・三〜 三七・七	新	笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先までて
五三〇・五	五·七·四		笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先まで笠岡市篠坂字中光坊五八二番二地先から

道路の種類 笠岡井原線

道路の区域

区

域

別

ダー

ル

トル

五

員

延

まで 井原市岩倉町字平之前一三一七番二地先 井原市岩倉町字差迫二〇九六 井原市岩倉町字平之前一三一七番二地先 井原市岩倉町字差迫二〇九六番一 地先か 地先か 新 旧 一九・〇 九 • \bigcirc 二四四·五 二 四 匹

注 この変更は、 最大から最小までの範囲内の道路の幅員の変更である。

◎岡山県告示第五百二十八号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

付する

平成三十年十月二日

-

岡山県知事 伊原木 隆 太

	県道	種 道 路 類 の
笠岡井原線	線 畑 沖 勝 間 田	路 線 名
井原市岩倉町字平之前一三一七番二地先まで井原市岩倉町字差迫二〇九六番一地先から	で勝田郡勝央町勝間田字金政七六五番六地先ま勝田郡勝央町岡字金政一九番四地先から	区
	十 平成三十年	年 供 用 開 始